平成２５年（フ）第２７号
青森県八戸市大字白銀町字砂森55番地３、住民票上の住所青森県八戸市大字類家字堤端161番地
破産者　加藤　直希
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
青森県八戸市湊高台１丁目11番14号　セジュール湊高台Ｂ101号室、開始決定時の住所青森県八戸市大字湊町字縄張39番地10
破産者　小川　雅寿
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
山形県長井市成田1372番地２、前住所山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝5195番地
破産者　迎田　健一
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１０９号
山形県長井市成田1372番地２、前住所山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝5195番地
破産者　迎田　與助
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１１３号
山形県米沢市城西４丁目４番40号
破産者　玉澤　房代
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第３１号
群馬県邑楽郡明和町梅原361番地１
破産者　吉永　修和
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第５８号
横浜市保土ケ谷区霞台52番18―101号
破産者　伊東　健治
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３３号
横浜市泉区和泉町7315番地７　グループホームやすらぎ
破産者　築地　憲一
成年後見人　滝　眞由美
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６４１号
横浜市戸塚区平戸町1205番地16
破産者　宮崎　　剛
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６５０号
横浜市南区二葉町１丁目１番地11　ガーラ横浜南1006
破産者　金　　知明
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１０号
富山県高岡市三女子152番地２
破産者　本吉　秀光
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第５６号
富山県高岡市福岡町福岡1104番地
破産者　菓子処三角屋こと　三角　勝司
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第５７号
富山県高岡市福岡町福岡1104番地
破産者　三角　初枝
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１０２号
金沢市粟崎町へ25番地18、従前の住所金沢市粟崎町２丁目293番地１
破産者　今川　孝之
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１１５号
静岡県浜松市北区細江町小野667番地の９
破産者　南澤　一樹
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５２号
兵庫県加西市豊倉町468番地
破産者　神戸　市藏
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第３９１号
徳島市八万町弐丈１番地の１、旧住所徳島市中徳島町１丁目23番地
破産者　勝浦　隆司
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６３号
香川県小豆郡小豆島町蒲野778番地１
破産者　谷下　　均
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３４４号
愛媛県伊予郡松前町大字徳丸1131番地１　フレグランス徳丸Ａ―102号、開始決定時の住所愛媛県伊予郡松前町大字中川原886番地７
破産者　大森　　一
１　決定年月日　平成25年７月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部